

浦臼町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

浦臼町

もくじ

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 方針期間	2
4. 対象範囲	2

第2章 浦臼町の現状

1. 人口推移	3
2. 財政状況	4
3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察	5

第3章 公共施設の現状と課題

1. 公共建築物の現状と課題	6
2. インフラ資産の現状と課題	9
3. 公共施設の管理上の課題	10

第4章 公共施設等総合管理計画の基本方針

1. 総合管理計画の3つの基本方針	11
2. 総合管理計画の具体的な取り組み	12
3. 総合管理計画の実行	15
4. 実行体制の整備	17

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

わが国においては、高度経済成長から急激な人口増加や社会変化により、公共施設の整備が急速に進められてきました。その当時に建築された公共施設の建築年数は、30年以上経過し、その多くが耐用年数を経過しており、大量更新時期を迎えています。また、2011年（平成23年）の東日本大震災や2016年（平成28年）の熊本地震等の災害を踏まえ、公共施設の安全性・利便性の向上などの多くの要請があり、それらに応えるための改修や修繕、更新を早急に進める必要があります。

一方で、我が国の経済状況もバブル経済の崩壊、リーマン・ショックなどを経て、大量の公共施設が建設されたときから様変わりしており、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等によって、国・地方の財政状況はさらに厳しくなることが予測されています。

本町においては、平成17年度からの「行財政改革緊急プラン」、平成22年からの「行財政改革集中プラン」と2期10年の町民の負担を伴う行財政改革の断行により、町の財政状況は危機的状況から緩やかに改善しています。しかしながら、少子高齢化社会の進展に伴う社会保障費等の義務的経費の増加や高度情報化時代の到来による行政運営経費の増加、人口減少による地方交付税の減少など、将来の財政状況を楽観視できるような要素はなく、多様化する住民ニーズに対応し、町民の皆様に満足していただけるような行政サービスを提供していくために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

こうした状況のなかで、昭和50年代から平成初期の期間を中心に整備された本町の公共施設は老朽化が顕在化してきており、近い将来、多額の維持更新費用が必要となり、本町の財政運営の大きな負担となることが予想されます。

このため、本町では、長期的な視点をもって、公共施設の更新や改修、長寿命化を計画的・効率的に行い、財政負担を軽減・平準化に努めていきます。また、今後の人口動態や住民ニーズを把握し、統廃合や複合化も視野に、公共施設等の最適な配置に取り組みます。

こうした取組の基本的な方向性を示すため、浦臼町公共施設等総合管理計画を策定しました。

2. 位置付け

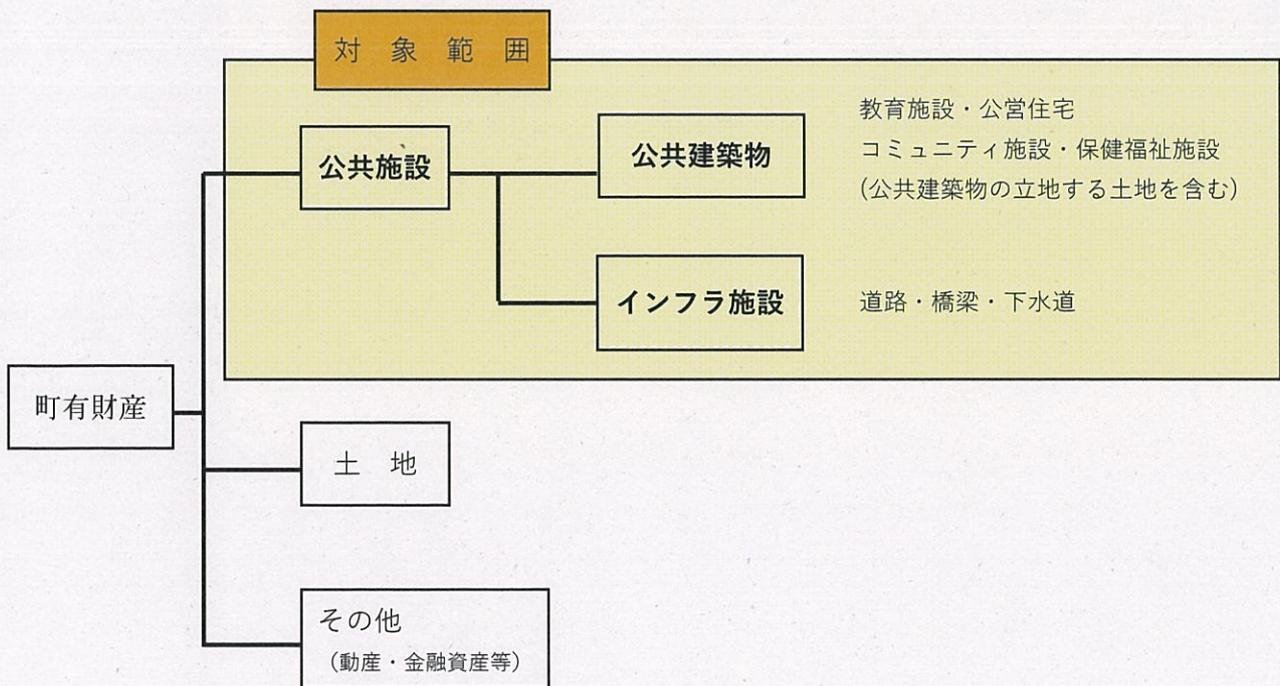
基本方針は、最上位計画である「浦臼町総合振興計画」を含めた町の関連計画との整合性を図るとともに、分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示すものです。

3. 方針期間

総合管理計画の推進においては、中長期的視点が不可欠であることから平成29年度から30年間を対象期間とします。なお、期間内であっても必要に応じ適宜見直すものとします。

4. 対象範囲

当町の所有する財産のうち、全ての公共施設及び当該施設が立地する土地を対象とします。

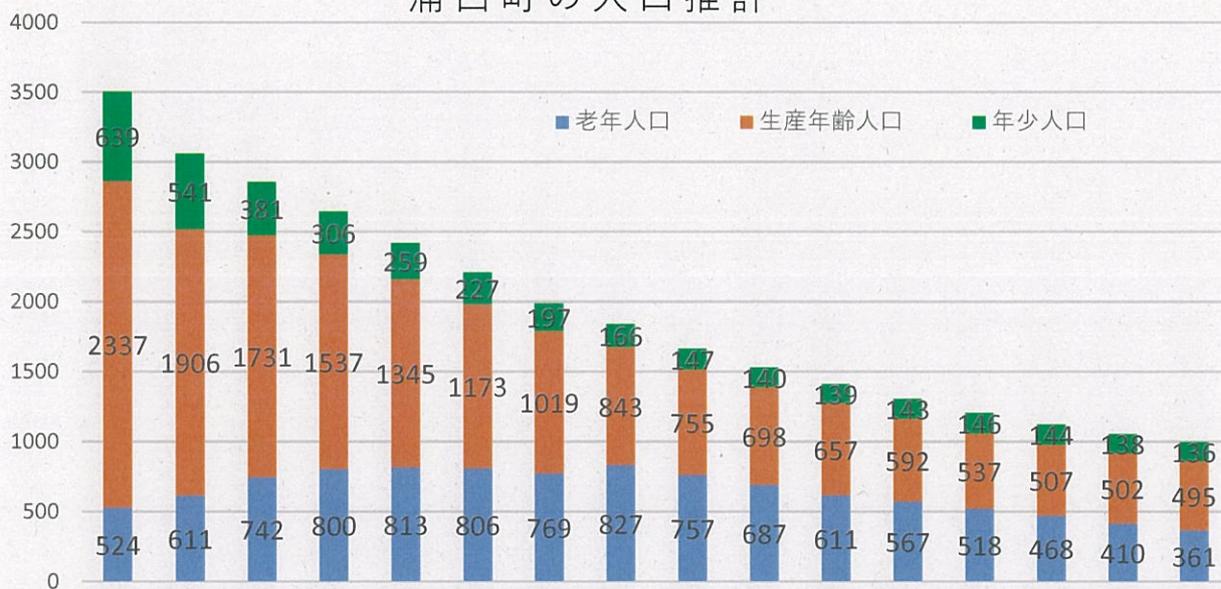


第2章 浦臼町の現状

1. 人口推移

当町の人口は昭和30年(1955年国勢調査)の7,151人をピークに一貫して減少しており、平成27年12月に策定しました「浦臼町人口ビジョン」の将来推計によると、平成47年(2035年)には1,500人を下回り、平成72年(2060年)には1,000人を切るまで減少するとされています。また、人口構成については、生産年齢人口(15歳～64歳)が大幅に減少することが見込まれています。

浦臼町の人口推計



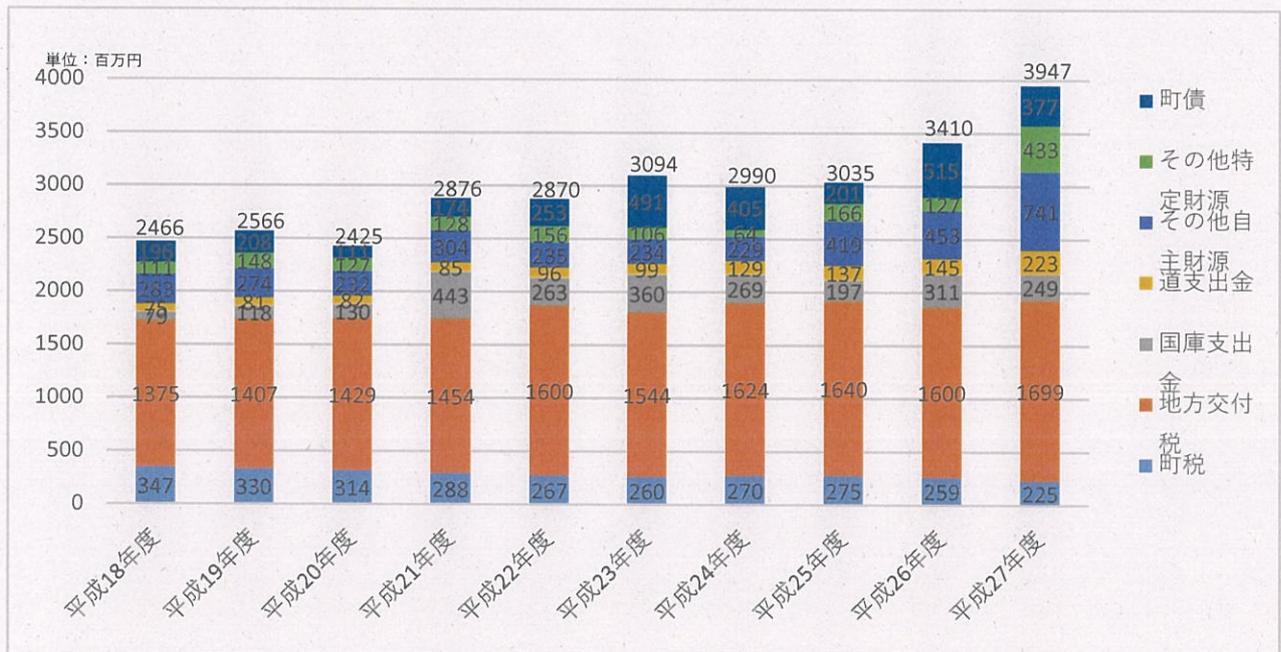
	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
老年人口	524	611	742	800	813	806	769	827	757	687	611	567	518	468	410	361
生産年齢人口	2,337	1,906	1,731	1,537	1,345	1,173	1,019	843	755	698	657	592	537	507	502	495
年少人口	639	541	381	306	259	227	197	166	147	140	139	143	146	144	138	136
総人口	3,500	3,058	2,854	2,643	2,417	2,206	1,985	1,836	1,659	1,525	1,407	1,302	1,201	1,119	1,050	992

2. 財政状況

(1) 歳入

平成18年度からの10年間の歳入状況は、前半5年間は「行政改革緊急プラン」の実施による歳出の抑制に伴い、基金投入も最小限に抑えられ、平均2,600百万円となっています。後半5年間は、財政指標も緩やかながら改善し、大型公共事業の実施やふるさと納税による寄附金の増加により、平均3,200百万円と伸びています。

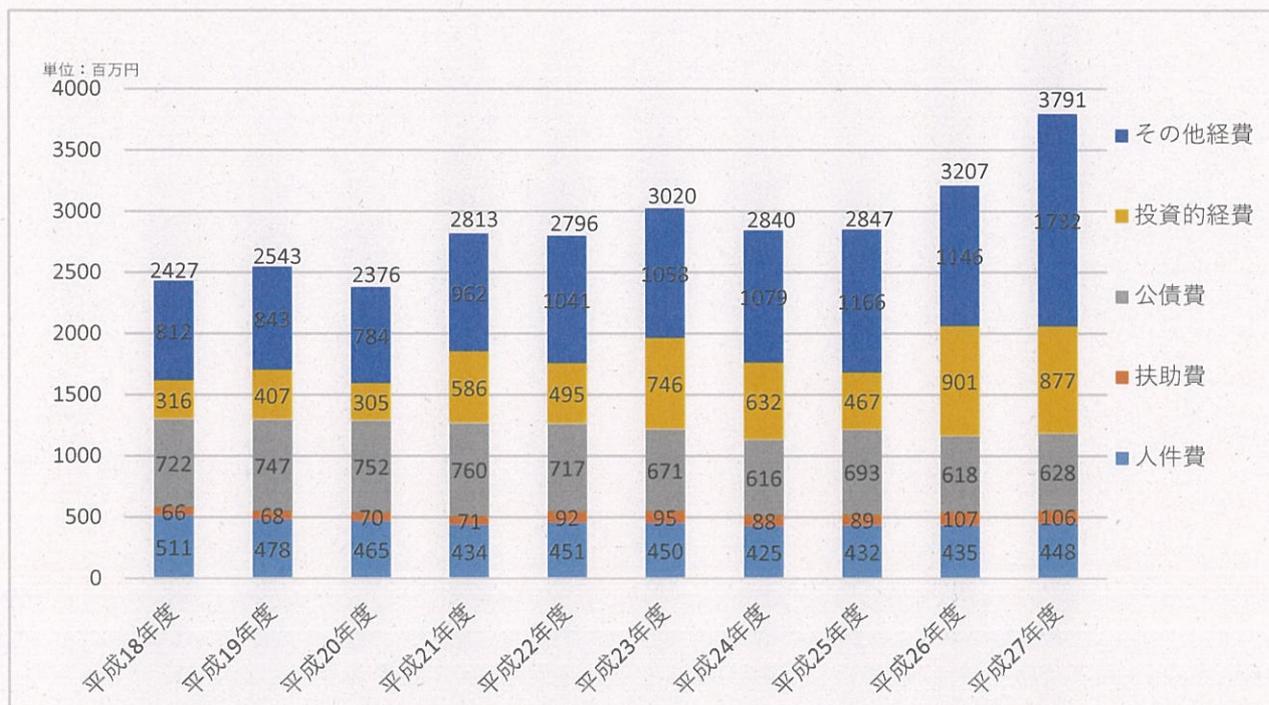
この10年間で歳入構成上の地方交付税への依存度は変わっておらず、町税収入は平成18年度から毎年度減少しています。



(2) 歳出

当町の歳出のうち、義務的経費について、扶助費は10年間で倍増となっていますが、人件費と公債費が減少傾向にあり、全体としては減少していることがわかります。

前半5年間は「行政改革緊急プラン」の実施により、投資的経費やその他経費の抑制を図り、財政指標の改善に努めてきました。後半5年間は、東日本大震災の教訓による耐震補強や公共施設の更新により、投資的経費や維持補修費が増加しました。



3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面については、生産年齢人口の減少に伴い個人町民税の減少が予想されます。

また、歳入の約40%を賄っている地方交付税についても、人口の減少による影響や地方交付税予算全体の減額等の要因により、今後減少に転じていくことが見込まれます。

一方、歳出面では、人口減少問題や少子高齢化などの諸問題に対応するため、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるような取組を求められており、今後更に、歳出額が増加していくことも考えられます。

以上のことから、当町の財政状況は一時の窮している状況から脱しましたが、楽観視できるような状況にはありません。

第3章 公共施設の現状と課題

1. 公共建築物の現状と課題

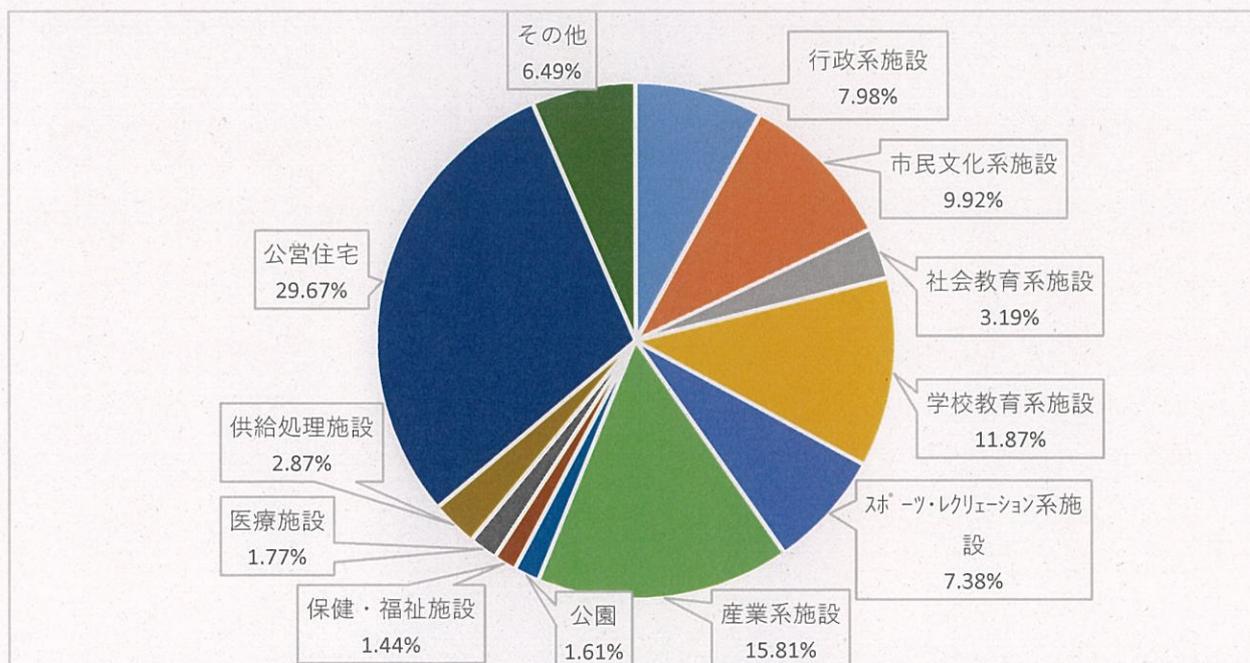
(1) 施設群別保有状況

基本方針が対象とする施設数は、平成28年3月末時点で129施設、総延床面積は、58,349㎡あり、町民一人あたりでは29.4㎡となっています。施設群としては、公営住宅（17,314㎡ 29.67%）が最も多く、続いて産業系施設（9,227㎡ 15.81%）学校教育系施設（6,926㎡ 11.87%）となっており、この3群だけで全体の約6割を占めていることがわかります。

施設群ごとの面積、割合（平成28年3月末時点）

（単位：㎡）

行政系施設	4,656	7.98%	公園	937	1.61%
市民文化系施設	5,786	9.92%	保健・福祉施設	842	1.44%
社会教育系施設	1,862	3.19%	医療施設	1,033	1.77%
学校教育系施設	6,926	11.87%	供給処理施設	1,672	2.87%
スポーツ・レクリエーション系施設	4,307	7.38%	公営住宅	17,314	29.67%
産業系施設	9,227	15.81%	その他	3,787	6.49%
			合計	58,349	100.00%

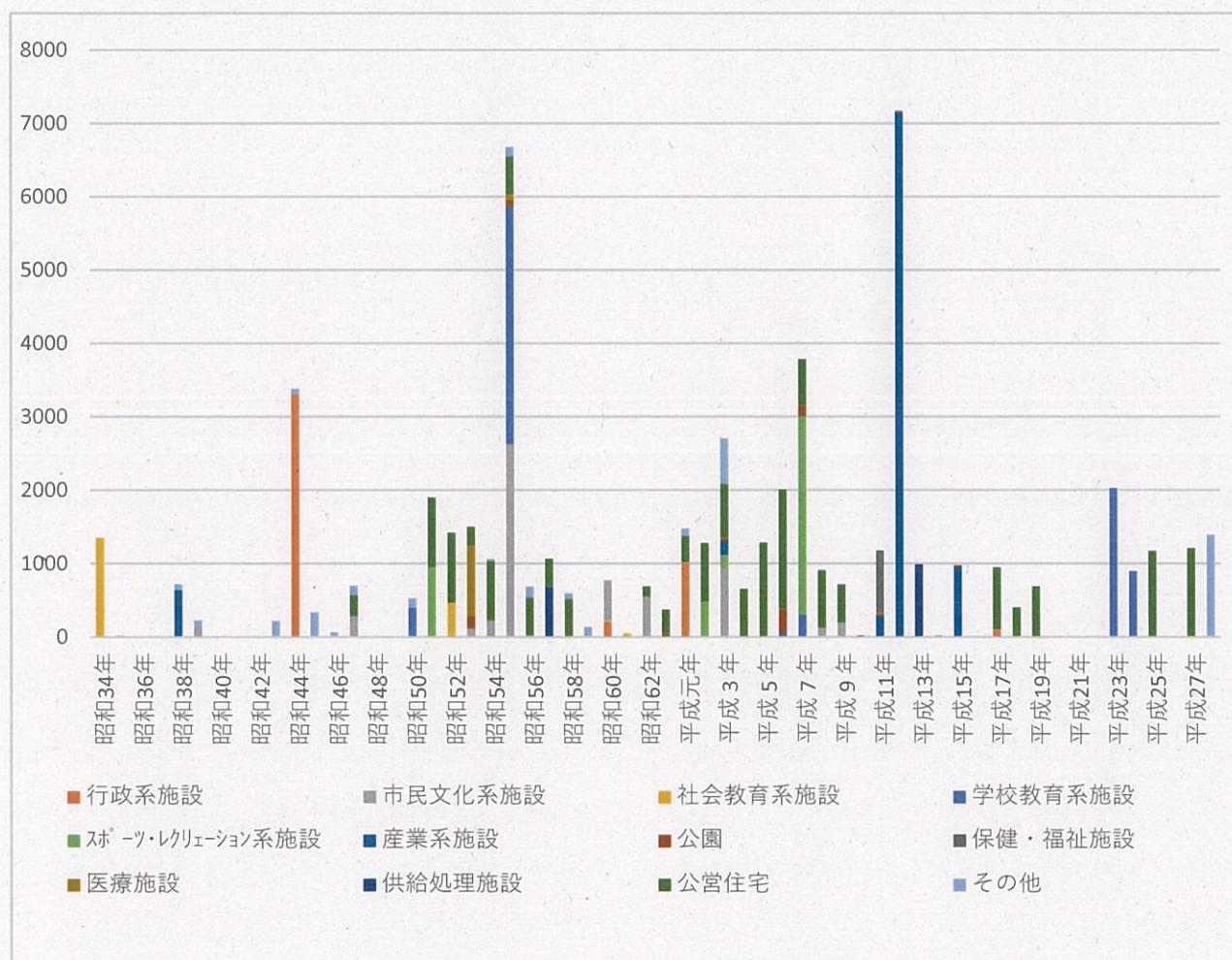


(2) 築年別整備状況

昭和40年代から平成初期にかけて、公営住宅やコミュニティ施設を中心とした市民文化系施設など、本町の所有している施設の約65%を整備してきました。それらの施設が、現在、建築から30年を超え、多くの施設は建替時期が到来しています。

すでに建築後30年を経過している施設(昭和61年(1986年)以前に建築した施設)は23,377㎡で、全体の40%となっています。

また、旧耐震基準である昭和56年(1981年)5月以前に建築された施設は20,081㎡で、全体の34%となっていますが、平成38年までには、それらの施設の約65%の施設は耐震対策に取り組む予定があり、施設全体の約90%は、地震において想定される建物被害に対する耐震性能を有することとなります。



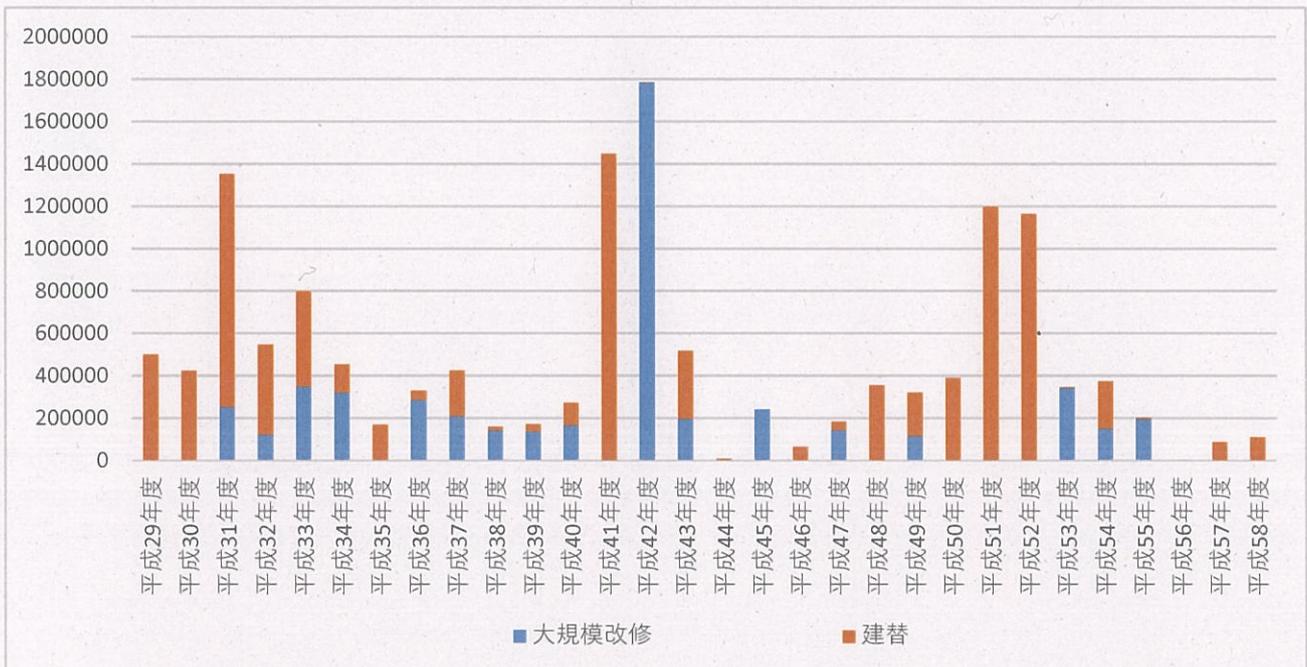
(3) 公共建築物の課題

前述のとおり、当町の公共建築物は、今後急速に老朽化が進行していきます。

これらの公共建築物の維持更新費が増大していくものと見込まれる中で、財政的制約の範囲内において、計画的かつ効率的に対応していくことが課題となってきます。

<前提条件>

- ・ 現在保有する公共建築物をすべて保有し続けたとする。
- ・ 建替え更新期間は、木造及びブロック造は40年周期、鉄骨造・鉄筋コンクリート造は60年周期とする。
- ・ 大規模改修は鉄骨造・鉄筋コンクリート造のみ30年周期とする。



上記の前提条件のもとに、今後30年間に要する維持更新費を試算すると、総額で144.8億円(年平均4.8億円)が必要となってきます。国や北海道からの補助金や交付税算入のある有利な地方債を活用しながら実施していくこととなりますが、直接的な費用投入や地方債の償還などのための一般財源の確保が必要となってきます。

2. インフラ資産の現状と課題

(1) インフラ資産の現状

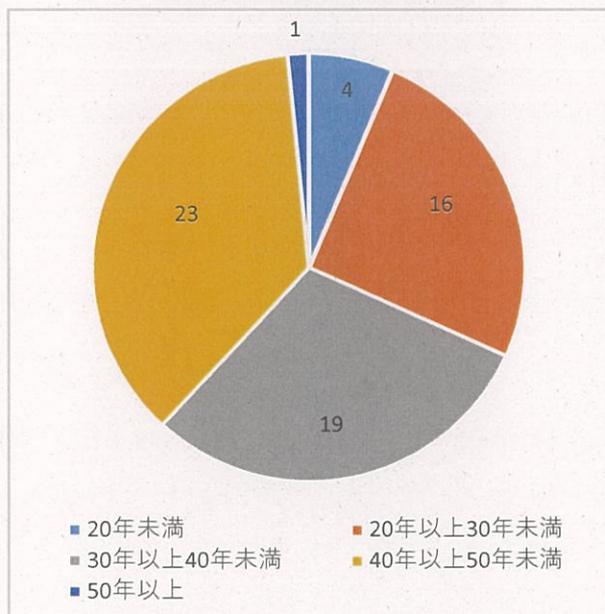
インフラ資産は、生活及び産業の基盤となる公共施設であり、町民生活や地域の経済活動を支えてきました。

当町の主なインフラ資産の保有量は次のとおりになっています。

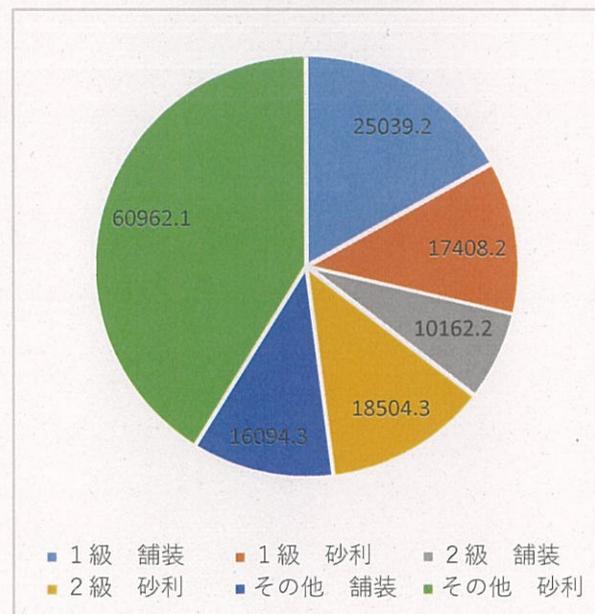
種 別	主 な 施 設	施 設 数
道路	道路延長	148.17km
	橋りょう	63橋
	舗装（延長）	51.30km
農業施設	林道	6.02km
	農道	24.35km
下水道	管路延長	18.67km
	マンホールポンプ	5箇所

(2) インフラ資産の整備状況

橋りょう経過年別整備状況



道路等級別整備状況



(3) インフラ資産の課題

当町のインフラ資産のうち、橋りょうなどの構造物の中には、建設後50年を経過しているものもあり、今後急速に老朽化が進行していくことが懸念されます。

これらのインフラ資産の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に維持管理していくかが課題となります。

【参考】

橋りょうにおける今後40年間に要する維持更新費（試算）

総額28.8億円（年平均0.72億円）

道路における今後40年間に要する維持更新費（試算）

総額50.2億円（年平均1.25億円）

3. 公共施設の管理上の課題

従来の官庁会計は、現金の支出を記録することを目的とした単年度会計であるため、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費などの施設の管理運営にかかる費用を含めた全ての生涯費用（ライフサイクルコスト）を把握することが困難な上、供用されている各年に発生している減価償却費などの非現金支出が資産の状況に反映されないという課題があります。

今後は、公共施設を用いた行政サービスの提供に係る全てのコストを把握するとともに、保有する公共施設の資産状況を正確に把握した上で、適切な維持管理を行っていく必要があります。

第4章 公共施設等総合管理計画基本方針

1. 総合管理計画の3つの基本方針

これまでに述べた現状や課題に対応し、健全で持続可能な行政運営を実現するためには、個々の公共施設を単に「管理」していくのではなく、公共施設全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運営していく「資産経営」の視点を持つことが必要です。

このため、当町では、以下の3つの基本方針に基づき、総合管理計画を推進していきます。

【基本方針1】 総量資産の適正化

【基本方針2】 長寿命化の推進

【基本方針3】 民間活力の導入

2. 総合管理計画の具体的な取り組み

「総合管理計画の3つの基本方針」を踏まえ、以下の具体的な取り組みにより総合管理計画を推進していきます。

(1) 総資産量の適正化

○公共建築物

- ・保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組みます。
- ・施設の新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行います。
- ・施設の廃止により生じる跡地については、原則売却します。

【縮減目標値の設定】

①将来維持更新費の試算 **A 4.82億円/年** (今後30年間の総額 144.8億円)

<前提条件>

- ・現在保有する公共建築物をすべて保有し続けたとする。
- ・建替え更新期間は、木造及びブロック造は40年周期、鉄骨造・鉄筋コンクリート造は60年周期とする。
- ・大規模改修は鉄骨造・鉄筋コンクリート造のみ30年周期とする。

②確保可能な財源の試算

財源① 現状の維持更新に係る支出水準 **B 3.90億円/年**

※平成23年度から平成27年度までに公共建築物に要した普通建設事業費の平均

※今後もこの支出水準を維持できると仮定

財源② 公共建築物建設費に係る地方債償還額の一般財源相当額

平成27年度公共建築物に係る地方債償還額のうち、普通交付税算入額を除く一般財源を30%とし、支出水準を維持できると仮定

平成27年度公共建築物に係る地方債償還額3.10億円の30% 0.93億円

0.93億円×30年間＝ α 27.90億円

平成28年度以降公共建築物に係る地方債償還額14.24億円の30%

$$\beta \quad 4.27\text{億円}$$

今後30年間の確保可能な一般財源額

$$\alpha \quad 27.9\text{億円} \quad - \quad \beta \quad 4.27\text{億円} \quad = \quad \gamma \quad 23.63\text{億円}$$

$$\gamma \quad 23.63\text{億円} \quad / \quad 30\text{年間} \quad = \quad \underline{\underline{\mathbf{C} \quad 0.79\text{億円/年}}}$$

以上の仮定に基づき、将来維持更新費から確保可能な財源を差し引いたとしても、なお、財源不足が生じることになります。

今後の技術革新等による維持更新費の低減や民間活力の推進・基金活用等により維持更新費の削減を図ることを前提として、総延床面積の縮減を下記のとおり設定する。

$$A \quad 4.82\text{億円} \quad - \quad B \quad 3.90\text{億円} \quad - \quad C \quad 0.79\text{億円}$$

延床面積の縮減により将来維持更新費の削減を図らなければならない額

$$\underline{\underline{\mathbf{D} \quad 0.13\text{億円/年}}}$$

$$D \quad 0.13\text{億円} \quad / \quad A \quad 4.82\text{億円} \quad = \quad \underline{\underline{\mathbf{E} \quad 0.03}}$$

< 総延床面積の縮減目標 >

総延床面積を30年間で3%縮減（平成28年3月末比）します。

○インフラ資産

- ・インフラ資産の整備にあたっては、社会情勢やニーズ（防災対応、環境への配慮等）を的確に捉え、かつ財政状況を加味し、中長期的視点から必要な施設の整備を計画的に行います。
- ・整備や更新時には、長期にわたり維持管理しやすい施設とすることで、経済性と合理性を追求します。

(2) 長寿命化の推進

○公共建築物

- ・耐震化を進め、長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理（計画保全）を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、ライフサイクルコストを削減します。
- ・建替更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の平準化を図ります。

○インフラ資産

- ・道路、橋りょう、河川、下水道といった施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。
- ・ライフサイクルコストを考慮し、インフラ資産を安全に長持ちさせます。

(3) 民間活力の導入

○公共建築物

- ・官民の役割分担を明確にし、PPP／PFIなどの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の賃金やノウハウを活用したサービス提供を推進します。
- ・包括的民間委託発注などの効率的な契約方法の検討を行います。

○インフラ資産

- ・研究機関や企業との連携を強化し、新技術や新制度を取り入れ、効率的な維持管理を可能にします。
- ・PPP／PFIなどの手法を用い、民間活力や施設整備や管理に導入します。
- ・包括的民間委託発注などの効率的な契約方法の検討を行います。

3. 総合管理計画の実行

総合管理計画の推進を円滑にし、実効性のあるものとするため、施設の維持管理を担当する部署（以下、「施設所管課」といいます。）と総務課とが連携し、次の方策により、実施していきます。

（1）公共建築物

①方向性の検討（施設所管課・総務課）

教育施設、公営住宅等といった施設群別に施設の利用度、維持管理コスト、老朽化度を分析するとともに、将来的な町民ニーズの予測や政策適合性を加味し、各群の長期的な施設整備の方向性を示します。

②現状把握（施設所管課）

共通のフォーマットにより、個別施設ごとに利用度、維持管理コスト、老朽化度などの施設情報を記載した「施設カルテ」を作成し、情報の一元化・見える化を図ります。

（2）インフラ資産

インフラ資産については、複合化、集約化等の改善、用途転換や施設そのものの廃止が適さないことから、公共建築物とは異なる観点・方法によって評価・実行を行います。

①方向性の検討（施設所管課・総務課）

道路、橋りょう、河川、下水道といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から、方向性を検討します。その結果から施設の重要度に応じた、個別の維持管理計画を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。

②現状把握（施設所管課）

定期的な点検等により劣化進行等の状態を把握し評価するとともにデータの蓄積を行います。

③更新・補修の実施（施設所管課）

点検に基づいた短中期の更新・補修計画を策定し実施します。

④取組の見直し（施設所管課・総務課）

施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、管理水準等の見直しを行うとともに目標を再設定し実行します。

（3）「新しい公会計」視点を意識した進行管理

第3章でも述べたとおり、従来の官庁会計では、資産の状況を正確に把握することができずにいました。そこで、当町の総合管理計画においては、「地方公会計」の視点、すなわち保有する公共施設の状況や、公共施設を用いた行政サービスの提供に係るコストを正確に把握することを意識して、適切に管理していくこととします。

こうした管理により、保有する公共施設の資産量やコスト構造（維持更新費や管理運営費だけでなく、減価償却費等を含む）を把握することができるため、適切な保有量の調整や、幅広い視点からコスト削減の余地を検討することが可能となります。

また、こうした公会計情報を整備することにより、公共施設の運用に係る期待効果を試算しやすくなるため、民間活力の導入可能性を検証することも可能となります。

4. 実行体制の整備

(1) 推進体制

総合管理計画の推進にあたっては、総資産量を把握し、全体を一元的に管理しながら、組織横断的な調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行います。

(2) 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な管理を実施していくには、事業担当部署との連携が必要不可欠です。そのため、総合管理計画の導入より、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めます。また、総合管理計画による事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりについて今後検討していきます。

(3) 町民との協働

公共施設を用いたサービスの提供に至るまでの過程において、町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。さらに、公共施設における行政サービスの有効性を始め、維持管理の成果や利活用状況に関する情報など、新しい公会計制度を活用した「見える化」の検討を行います。

(4) 職員の意識改革

全庁的に総合管理計画を推進していくには、職員ひとりひとりが意識を持って取り組んでいく必要があります。公共施設やインフラの現状や公共施設総合管理計画の導入意義などを十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、社会経済状況や町民ニーズの変化に対応できるような行政サービスの向上のため、自らが創意工夫を実践していくことが重要です。

そのためには、研修等を通じて職員の啓発に努め、総合管理計画のあり方やコスト意識の向上に努めていくものとします。